

# 従業員エンゲージメントを高める職場環境づくり応援助成金交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者（以下「中小企業者」という。）が、従業員の働きやすさを向上させる職場環境づくりに取り組む場合に必要な経費の一部を助成することにより、従業員エンゲージメントの向上及び人材の確保を図ることを目的とする。

## (助成対象者)

第2条 この要綱による助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件に該当する中小企業者とする。

- (1) 北九州市内に事業所を有すること。
- (2) 株式会社の場合にあっては、発行済の株式が中小企業者以外の会社により2分の1を超えて保有されていないこと。
- (3) 北九州市税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## (助成対象事業)

第3条 助成金の交付の対象とする事業（以下「助成対象事業」という。）は、従業員の働きやすさを向上させる職場環境づくりに取り組む事業とする。

## (助成金の交付及び額)

第4条 市長は、助成対象者が助成対象事業を行った場合に、当該助成対象者の申請に基づき、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

- 2 助成金の額は、助成対象事業に係る経費のうち市長が別に定める経費の区分に該当する経費の2分の1に相当する額とし、300万円を上限とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、助成対象事業が別に定める交付要件を備えていない場合は、助成の対象としないものとする。

## (助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、別に定める助成金交付申請書に市長が定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

## (助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成金の交付の可否について決定のうえ、その旨を当該申請を行った者に通知する

ものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定により助成金の交付決定の通知を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成対象事業が完了したときは、20日以内に別に定める助成金実績報告書に市長が定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第8条 市長は、前条の規定による助成金実績報告書の提出があったときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該額を通知するとともに、別に定める方法により速やかに当該額の助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、助成事業者が第2条に定める要件を満たさないものと認める場合のほか、助成金の交付決定を受けて行った助成対象事業が第3条に定める要件及び別に定める交付要件を満たさないものと認める場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 市長は、交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 3 交付決定の取消しによって、当該交付決定を取り消された者に損害が生じた場合、市は賠償の責めを負わない。

(財産処分の制限)

第10条 助成事業者は、この助成金の交付を受けて取得した備品の取得日が属する市の会計年度の翌年度の初日から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間までは、市長の承認を受けないで助成金の交付の目的に反して使用し、撤去し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

- 2 市長は、前項に規定する財産を助成金の交付の目的に反して使用し、撤去し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができる。

(備品の管理義務)

第11条 助成事業者は、この助成金の交付を受けて設置した備品の適切な維持管理に努めなければならない。

(規則との関係)

第12条 助成金の交付は、北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則第27号）に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

(委任)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、産業経済局長が別に定める。

(電子情報処理組織による申請)

第14条 第5条の規定にかかわらず、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して申請を行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請については、当該申請を書面により行うものとして規定した第5条に規定する書面により行われたものとみなす。

3 第1項の規定により行われた申請は、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

#### 付 則

この要綱は、令和7年4月14日から施行する。